

23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ない契約

府省庁名【文部科学省】

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日又は契約予定時期	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成22年度就学義務猶予免除者に対する教科書の供給契約	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年7月30日	社団法人 全国教科書供給協会 東京都江東区千石1-9-28	就学義務猶予免除者に対する教科書の給与については、各都道府県に所在する特約供給所が行っており、これらの特約供給所が本契約に関する一切の権限を委任している社団法人全国教科書供給協会のほか、契約の相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	3,122,096円	—	3	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年8月9日	社会福祉法人 東京点字出版所 東京都三鷹市下連雀3-32-10	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	6,733,409円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年8月9日	社会福祉法人 日本ライトハウス 大阪市鶴見区今津中2-4-37	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	4,390,532円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年8月9日	社会福祉法人 東京ヘルン・ケラー協会 東京都新宿区大久保3-14-20	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	4,581,866円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(点字版)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年8月9日	社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター 東京都杉並区上荻2-37-10 Keiビル	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	6,569,832円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	社会福祉法人 日本ライトハウス 情報文化センター 大阪市西区江戸堀1-13-2	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	2,601,600円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	株式会社 キューズ 東京都新宿区三栄町25 Uビル3F	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	4,653,659円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	株式会社 大活字 東京都千代田区神田神保町1-3 富山房ビル6階	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	4,705,859円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日又は契約予定時期	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	東京書籍株式会社 東京都北区堀船2丁目17番1号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	11,094,720円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	大日本図書株式会社 東京都文京区大塚3丁目11番6号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,238,590円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	教育出版株式会社 東京都千代田区神田神保町2丁目10番地	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,899,260円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	光村図書出版株式会社 東京都品川区上大崎2丁目19番9号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,197,250円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	株式会社 新興出版社啓林館 大阪市天王寺区大道四丁目3番25号	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,187,769円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用教科用図書(一般図書)	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	社団法人 全国教科書供給協会 東京都江東区千石1-9-28	教育委員会等が採択した当該教科用図書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	4,238,641円	—	3	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	株式会社 キューズ 東京都新宿区三栄町25Uビル3F	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,650,787円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	株式会社 大活字 東京都千代田区神田神保町1-3 富山房ビル6階	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	3,466,719円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	東京書籍株式会社 東京都北区堀船2丁目17番1号	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	7,213,815円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日又は契約予定時期	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	大日本図書株式会社 東京都文京区大塚三丁目十一番六号	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	4,577,610円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	教育出版株式会社 東京都千代田区神田神保町2丁目10番地	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	6,048,525円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	光村図書出版株式会社 東京都品川区上大崎2丁目19番9号	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	2,898,000円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	株式会社 新興出版社啓林館 大阪市天王寺区大道四丁目3番25号	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	4,816,961円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
平成22年度後期用「教科用特定図書等」	文部科学省初等中等教育局長 山中 伸一 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年9月1日	社団法人 全国教科書供給協会 東京都江東区千石1-9-28	教育委員会等が採択した当該「教科用特定図書等」を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	4,356,884円	—	3	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
在外日本人子女用教科書(平成22年度後期用) 50222冊	文部科学省初等中等教育局長 金森 越也 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年7月5日	光村図書出版株式会社 東京都品川区上大崎2-19-9	在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	13,950,353円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
在外日本人子女用教科書(平成22年度後期用) 72780冊	文部科学省初等中等教育局長 金森 越也 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年7月5日	東京書籍株式会社 東京都北区堀船2-17-1	在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	24,144,175円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
在外日本人子女用教科書(平成22年度後期用) 22242冊	文部科学省初等中等教育局長 金森 越也 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年7月5日	大日本図書株式会社 東京都文京区大塚3-11-6	在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	7,742,933円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	
在外日本人子女用教科書(平成22年度後期用) 25911冊	文部科学省初等中等教育局長 金森 越也 東京都千代田区霞が関3-2-2	平成22年7月5日	日本文教出版株式会社 大阪府大阪市住吉区南住吉4-7-5	在外日本人子女用教科書は、国内で最も採択率の高い教科書に一義的に決定する。当該教科書を発行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	—	4,271,064円	—	—	義務教育諸学校等の教科書を購入するものであるため。	その他	